

議案第 4 1 号

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 5 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u> _____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u> _____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u> _____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u> _____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>